

第55回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 大阪市淀川区新北野一丁目
2番3号 本社3階会議室

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時30分まで

お土産廃止のお知らせ

株主総会会場にご来場くださる株主様と、ご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、本株主総会よりご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

想いを築く。心に響く。

TCG

高松コンストラクショングループ

目次

第55回定時株主総会招集ご通知	P 3
株主総会参考書類	P 6
議案および参考事項	
第1号議案 取締役13名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	P17
連結計算書類	P37
計算書類	P39
監査報告書	P41

グループ憲章

1. 目標一致

高松コンストラクショングループに属する各企業の目指す方向は同一である。

2. 独立尊重

高松コンストラクショングループに属する各企業は互に独自性を尊重する。

3. 協力競争

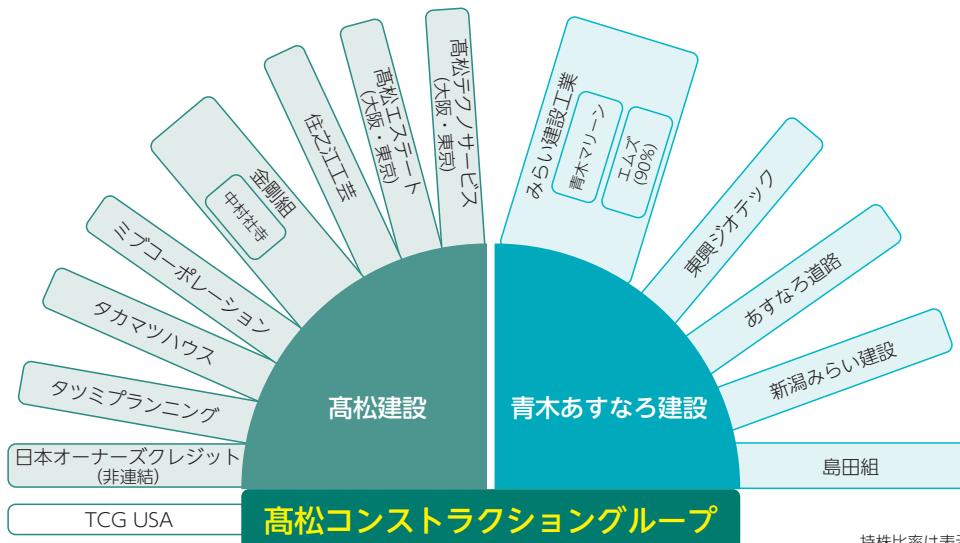
高松コンストラクショングループに属する各企業は互に協力と競争の調和を計る。

4. 価値基準

高松コンストラクショングループに属する各企業ならびにその役員および社員は社益を価値判断の基準とする。ただし、これは信義則の範囲内とする。

TCG グループフォーメーション

当社グループは、建設業界において、M&Aを通じ成長を実現した数少ない会社です。高松建設グループ11社と青木あすなる建設グループ8社、持株会社である高松コンストラクショングループ、海外子会社のTCG USAの21社で構成されています。(日本オーナーズクレジットは非連結子会社、また、下記に表示していないその他連結子会社が3社あります。)
今後も積極的に事業領域の拡大を目指します。



持株比率は表示しない限り100%。

経営理念

建設を通じて社会における
相互補完の一翼を担う。



株主の皆様へ

株主の皆様、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第55回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2020年3月期は、中期経営計画「Create! 2022」の初年度として、順調なスタートを切ることができました。受注高はわずかに目標に届かなかったものの、売上高や利益項目は目標を達成し、売上高・営業利益で過去最高を更新することができました。

また、当期の大きな出来事として、議決権79.1%を保有する子会社であった青木あすなる建設の完全子会社化が挙げられます。株式公開買付および、その後の特別支配株主による売渡請求手続を経て、青木あすなる建設は2019年11月7日に上場を廃止し、2019年11月11日をもって当社の完全子会社となりました。これにより同社が2000年に当社グループに参画した後、19年間続いた親子上場の状態を解消し、少数株主の方々と当社との

利益相反などの問題が発生する可能性を払拭いたしました。今後は、当社グループ全体でのシナジー効果をさらに高め、より柔軟で迅速な意思決定をおこなってまいります。

シナジー効果の創出を加速し、企業価値の向上につなげるべく、これから当社グループは多くの改革を推進していかねばなりません。よって、2021年3月期は「TCGグループ改革元年」をキーワードとして掲げ、当社グループの更なる成長を目指して邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月8日

代表取締役社長

吉武宣彦

株主各位

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号

株式会社高松コンストラクショングループ

代表取締役社長 吉武宣彦

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご欠席の場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（4ページから5ページ）をご高覧のうえ、**2020年6月23日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始時刻午前9時30分）
2 場 所	大阪市淀川区新北野一丁目2番3号 本社3階会議室 （末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第55期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 取締役13名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件</p>

以 上

- ◎ **本総会よりご来場の株主の皆様へお配りしておりましたお土産の配布は取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**
- ◎ **第55期期末配当金のお支払いについて**
当社は、2020年5月20日開催の取締役会において、第55期に係る期末配当金として1株当たり40円をお支払いすること、および支払開始日を2020年6月25日とさせていただくことを決議いたしました。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合

株主総会



- 同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。
- 議事資料としてこの招集ご通知をご持参ください。
- 代理人によるご出席の場合は、ご出席株主様ご本人の議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限らせていただきます。

株主総会 2020年6月24日（水曜日）午前10時
 開催日時 （受付開始：午前9時30分）

株主総会にご欠席の場合

郵送



同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
 なお、各議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いします。

議決権行使期限 2020年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット



パソコンから、当社の指定する議決権行使専用サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、画面の案内にしたがって賛否を入力してください。

議決権行使期限 2020年6月23日（火曜日）午後5時30分行使分まで

詳細は次ページをご覧ください。

■ インターネットによる掲載事項

- 本招集ご通知は以下の当社ウェブサイトにも掲載しております。
- **This Notice of the 55th Ordinary Shareholders Meeting is available on our website as written below.**
- 本招集ご通知の英訳版（ご参考資料）は**当社ウェブサイト（英語）**に掲載しております。
- **English translation of this Notice is available on the following website for courtesy purpose.**
<https://www.takamatsu-cg.co.jp/eng/>
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、法令および定款第15条の規定にもとづき、次の事項についてインターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、招集ご通知には記載していません。
 - 連結計算書類 …… 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類 …… 株主資本等変動計算書、個別注記表
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

☐ 当社ウェブサイト：日本語 ▶ <https://www.takamatsu-cg.co.jp/> 英語 ▶ <https://www.takamatsu-cg.co.jp/eng/>

高松コンストラクシオン

検索

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使 みずほ 検索

右記QRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使手順

1

議決権行使ウェブサイトへアクセス
「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。

2

ログインする
「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。
※ 「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」に記載されております。

3

パスワードの入力
パスワード変更画面が出ますので、「初期パスワード」を入力し、株主様をご使用になる「パスワード」を登録してください。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 午前9時～午後9時 土・日・休日を除く)

機関投資家の皆様へ

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

！ ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

第 1 号 議 案 取締役13名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため1名増員し、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任	たかまつ 高松 孝之 たかゆき	取締役名誉会長	100.0% (13/13回)
2	再任	おがわ 小川 完二 かんじ	代表取締役会長	100.0% (13/13回)
3	再任	よしただ 吉武 宣彦 のぶひこ	代表取締役社長執行役員	100.0% (13/13回)
4	再任	たかまつ 高松 孝嘉 たかよし	代表取締役副社長執行役員	100.0% (13/13回)
5	再任	たかまつ 高松 浩孝 ひろたか	取締役	100.0% (13/13回)
6	再任	たかまつ 高松 孝年 たかとし	取締役	100.0% (13/13回)
7	再任	うえの 上野 康信 やすのぶ	取締役	100.0% (13/13回)
8	再任	はぎわら 萩原 敏孝 としたか	社外 独立 社外取締役	100.0% (13/13回)
9	再任	にしで 西出 雅弘 まさひろ	取締役	100.0% (13/13回)
10	再任	あおやま 青山 繁弘 しげひろ	社外 独立 社外取締役	100.0% (13/13回)
11	再任	たかまつ 高松 英之 ひでゆき	取締役	100.0% (13/13回)
12	再任	なかはら 中原 秀人 ひでと	社外 独立 社外取締役	100.0% (13/13回)
13	新任	つじい 辻井 靖 やすし	—	—

(注) 萩原敏孝氏、青山繁弘氏および中原秀人氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社は萩原敏孝、青山繁弘、中原秀人の各氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。

1 ^{たかまつ}高松 ^{たかゆき}孝之 1937年9月27日生（満82歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1965年6月	当社代表取締役社長	2008年10月	高松建設(株)取締役名誉会長（現任）
1990年4月	当社代表取締役会長	2013年6月	青木あすなる建設(株)取締役（現任）
2005年6月	当社取締役名誉会長（現任）		

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長、当社代表取締役会長等を歴任し、現在、当社取締役名誉会長に就いております。大所高所の立場から経営全般に助言をおこなうとともに、経営理念に沿った長期継続企業を目指す視点に立ちグループの経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
8,243,700株

取締役会への出席状況
100.0%（13回／13回）

2 ^{おがわ}小川 ^{かんじ}完二 1949年7月3日生（満70歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2003年6月	当社入社顧問	2007年9月	(株)中村社寺代表取締役会長
2003年6月	当社代表取締役副社長本社担当	2008年10月	当社代表取締役副社長
2004年4月	当社代表取締役副社長執行役員本社担当	2009年8月	高松建設(株)取締役（現任）
2004年4月	青木あすなる建設(株)取締役（現任）	2012年4月	当社代表取締役社長
2006年1月	(株)金剛組代表取締役社長	2012年4月	(株)金剛組代表取締役会長
2006年3月	当社代表取締役副社長執行役員本社統括	2013年4月	当社代表取締役社長執行役員
		2017年4月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長等を歴任し、現在、当社代表取締役会長に就いております。取締役会議長をつとめ、取締役会を有効に運営するとともに、グループの経営の監督を適切におこなっております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
19,245株

取締役会への出席状況
100.0%（13回／13回）

3 ^{よし たけ} 吉武 ^{のぶ ひこ} 宣彦 1952年11月19日生（満67歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2012年6月	青木あすなろ建設(株)代表取締役兼副社長執行役員	2015年6月	当社取締役
2015年4月	同社代表取締役兼副社長執行役員 本社統轄本部長兼営業企画本部長	2017年4月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
		2017年4月	青木あすなろ建設(株)取締役（現任）
		2017年6月	高松建設(株)取締役（現任）

取締役候補者とした理由

(株)りそな銀行常務執行役員、昭和リース(株)取締役会長、当社グループの中核会社である青木あすなろ建設(株)代表取締役兼副社長執行役員等を歴任し、現在、当社代表取締役社長に就いております。経営上重要な事項について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献をはたしております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
4,317株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

4 ^{たか まつ} 高松 ^{たか よし} 孝嘉 1967年2月6日生（満53歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1990年4月	当社入社	2013年4月	当社取締役常務執行役員管理本部担当
2005年4月	当社社長室長	2015年6月	当社取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2005年6月	当社取締役社長室長	2016年6月	当社代表取締役専務執行役員グループ統括本部担当
2006年3月	当社取締役	2017年4月	当社代表取締役副社長執行役員グループ統括所管
2006年3月	(株)日本建商〔大阪府〕（現 高松エーステート(株)〔大阪府〕）取締役常務執行役員	2017年6月	高松建設(株)取締役（現任）
2008年10月	高松建設(株)執行役員経営企画室長	2019年6月	当社代表取締役副社長執行役員全社統括兼グループ監査本部長（現任）
2009年8月	同社取締役執行役員本社統括		
2011年4月	同社取締役常務執行役員本社統括		

取締役候補者とした理由

当社取締役社長室長等を歴任し、現在、当社代表取締役副社長執行役員に就いております。グループ監査を統括し、重要な事項等について十分かつ適切に取締役会に経営判断を求め、取締役会の意思決定機能を高めるとともに、経営の指揮をとり業績向上に大きな貢献をはたしております。その豊富な経営経験と高い見識により、企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
320,935株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

5 ^{たかまつ}高松 ^{ひろたか}浩孝 1971年2月28日生（満49歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2007年6月	当社取締役	2017年4月	高松建設(株)取締役
2014年4月	やまと建設(株)〔大阪府〕(現 高松テクノサービス(株)〔大阪府〕)代表取締役副社長	2018年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当
2015年6月	高松建設(株)取締役常務執行役員	2018年4月	高松建設(株)代表取締役副社長執行役員(現任)
2016年4月	高松建設(株)取締役専務執行役員	2019年4月	当社取締役(現任)
2017年4月	当社取締役専務執行役員グループ戦略本部担当兼グループ経営戦略室長		

■ 重要な兼職の状況

高松建設(株)代表取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

高松テクノサービス(株)代表取締役副社長、高松建設(株)取締役専務執行役員等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である高松建設(株)代表取締役副社長執行役員に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
292,472株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

6 ^{たかまつ}高松 ^{たかとし}孝年 1970年9月6日生（満49歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1998年3月	当社入社	2014年4月	同社代表取締役副社長
2005年6月	J Pホーム(株)取締役東京本店長	2015年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2009年4月	同社代表取締役副社長	2016年4月	J Pホーム(株)取締役会長
2010年6月	当社取締役(現任)	2017年4月	同社取締役
2012年4月	J Pホーム(株)代表取締役社長	2018年4月	高松建設(株)代表取締役社長(現任)
2013年6月	高松建設(株)取締役		

■ 重要な兼職の状況

高松建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

J Pホーム(株)取締役東京本店長、同社代表取締役副社長、同社代表取締役社長、高松建設(株)代表取締役副社長執行役員等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である高松建設(株)代表取締役社長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
297,872株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

7 うえの やすのぶ 上野 康信 1949年10月23日生（満70歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1972年4月	(株)青木建設入社	2011年4月	同社代表取締役兼副社長執行役員 土木本部長兼土木技術本部長兼大阪地区関係会社担当
2002年7月	同社取締役兼常務執行役員大阪本店長	2013年4月	同社代表取締役社長
2004年4月	青木あすなる建設(株)取締役兼専務執行役員大阪本店長	2013年6月	当社取締役（現任）
2010年6月	同社代表取締役兼専務執行役員土木担当兼大阪土木本店長	2018年4月	青木あすなる建設(株)取締役会長（現任）
		2018年6月	高松建設(株)取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)青木あすなる建設(株)取締役会長

取締役候補者とした理由

当社グループの中核会社である青木あすなる建設(株)代表取締役兼副社長執行役員土木本部長兼土木技術本部長兼大阪地区関係会社担当、同社代表取締役社長等を歴任し、現在、青木あすなる建設(株)取締役会長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
1,740株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

8 はぎわら としたか 萩原 敏孝 1940年6月15日生（満79歳）

再任

社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1969年12月	(株)小松製作所入社	2003年6月	同社代表取締役会長
1990年6月	同社取締役	2007年6月	同社相談役・特別顧問
1995年6月	同社常務取締役	2011年6月	同社特別顧問
1997年6月	同社専務取締役	2013年6月	同社顧問（現任）
1999年6月	同社代表取締役副社長	2014年6月	当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)小松製作所顧問
(株)ゼンショーホールディングス社外取締役
日野自動車(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

(株)小松製作所代表取締役副社長、同社代表取締役会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
5,360株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

9 ^{にしで}西出 ^{まさひろ}雅弘 1956年12月29日生（満63歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	当社入社	2010年6月	同社代表取締役専務執行役員大阪本店長
2005年6月	当社執行役員本社営業企画室長	2014年4月	同社代表取締役社長
2007年6月	当社取締役常務執行役員大阪本店長	2014年6月	当社取締役（現任）
2008年10月	高松建設(株)取締役専務執行役員大阪本店長	2018年4月	高松建設(株)代表取締役会長（現任）
		2018年6月	青木あすなろ建設(株)取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

高松建設(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社取締役常務執行役員大阪本店長、高松建設(株)取締役専務執行役員大阪本店長、高松建設(株)代表取締役社長等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である高松建設(株)代表取締役会長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のためにさらなる貢献をはたせるものと判断して、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
30,666株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

10 ^{あおやま}青山 ^{しげひろ}繁弘 1947年4月1日生（満73歳）

再任

社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1969年4月	サントリー(株)入社	2009年2月	サントリーホールディングス(株)取締役副社長
1994年3月	同社取締役洋酒事業部長	2010年3月	同社代表取締役副社長
1999年3月	同社常務取締役マーケティング部門・宣伝事業部担当営業推進本部長	2014年10月	同社代表取締役副会長
2003年3月	同社専務取締役経営企画本部長	2015年4月	同社最高顧問
2006年3月	同社取締役副社長酒類カンパニー長	2016年6月	当社社外取締役（現任）
		2018年4月	サントリーホールディングス(株)特別顧問

■ 重要な兼職の状況

公益財団法人流通経済研究所理事長
みらかホールディングス(株)社外取締役
(株)S U B A R U社外取締役

社外取締役候補者とした理由

サントリー(株)取締役副社長、サントリーホールディングス(株)代表取締役副社長、同社代表取締役副会長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から貴重な意見をいただいております。今後とも経営全般に忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断して、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
3,337株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

11 たかまつ ひでゆき 高松 英之

1977年2月28日生（満43歳）

再任

略歴、当社における地位、担当

2005年11月 ㈱たかまつ屋（現 ㈱孝兄社）設立、代表取締役社長（現任）
2016年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

㈱孝兄社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

㈱孝兄社代表取締役社長としてこれまで企業経営に携わっており、若い力・感性を発揮いただくことで、当社グループの企業価値の持続的向上に貢献し得るものと判断し、引き続き取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
331,472株

取締役会への出席状況
100.0%（13回／13回）

12 なか はら ひでと 中原 秀人

1950年11月17日生（満69歳）

再任

社外 独立

略歴、当社における地位、担当

1973年4月	三菱商事(株)入社	2011年6月	同社代表取締役副社長執行役員
2004年4月	同社執行役員欧州支社長	2016年4月	同社取締役
2006年4月	同社執行役員中国総代表	2016年6月	同社顧問
2007年4月	同社常務執行役員中国総代表	2018年6月	当社社外監査役
2009年6月	同社取締役常務執行役員コーポレート担当役員（地域戦略）、地域開発管掌	2019年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

三菱商事(株)代表取締役副社長等を歴任し、経営者として豊富な経験と高い見識を有しております。また、海外経験も豊富であり、海外事業推進に対しても適切な助言をいただいております。今後も幅広い知見と専門的な知識を活かし、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できるものと判断して、引き続き社外取締役候補者に指名いたしました。



所有する当社の株式の数
—

取締役会への出席状況
100.0%（13回／13回）

13 辻井

靖

やすし 1959年3月8日生（満61歳）

新任



所有する当社の株式の数
755株

取締役会への出席状況

—

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	(株)青木建設入社	2017年6月	同社取締役兼専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長
2011年4月	青木あすなる建設(株) 取締役 大坂土木本店長	2018年4月	同社代表取締役社長（現任）
2015年4月	同社常務執行役員大坂土木本店長	2018年6月	当社取締役
2016年4月	同社常務執行役員東京土木本店長		
2017年4月	同社専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長		

■ 重要な兼職の状況

青木あすなる建設(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

青木あすなる建設(株)専務執行役員土木事業本部統括本部長兼東京土木本店長等を歴任し、現在、当社グループの中核会社である青木あすなる建設(株)代表取締役社長に就いております。建設業界における豊富な経営経験と高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進に係る意思決定等に適切な意見をいただくことで企業価値の持続的向上のために貢献をはたせるものと判断して、取締役候補者に指名いたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

当社は、候補者 高松孝之、高松浩孝、高松孝年、上野康信、萩原敏孝、西出雅弘、青山繁弘、高松英之、中原秀人の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。また、候補者 辻井 靖氏の新任が承認可決された場合、非業務執行取締役となることから、辻井 靖氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 萩原敏孝氏、青山繁弘氏および中原秀人氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社は萩原敏孝、青山繁弘、中原秀人の各氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。

4. 候補者 萩原敏孝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

5. 候補者 青山繁弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

6. 候補者 中原秀人氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

また、同氏は2018年6月27日付で当社の社外監査役に就任し、2019年6月20日付で退任いたしました。

7. 候補者 青山繁弘氏は、2020年6月に(株)SUBARU社外取締役を退任する予定であります。

8. 過去5年間の他の会社における不当な業務執行への対応について

- ① 萩原敏孝氏は、2009年6月から2019年6月までヤマトホールディングス(株)の社外取締役役に就任しておりましたが、同社グループにおいて、Eコマースの急拡大等により、体制の構築が追い付かない事態が発生し、それにともない2017年2月より従業員の労働時間の実態を調査したところ、多くの従業員が休憩時間を十分に取得できていない等の問題を会社として認識できていなかったことが判明しました。これを重く見た同社は、「労務管理の改善と徹底」、「ワークライフバランスの推進」など「働き方改革」を最優先の課題とし、デリバリー事業をはじめ、様々な構造改革に取り組んでおります。

また、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス(株)において、法人のお客様の社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分および事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス(株)において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでいます。

萩原敏孝氏は、当該事実の判明までその事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として平素から法令遵守やコンプライアンスの観点から積極的な発言をおこなっており、当該事実の判明後は、取締役会において原因の追究、労働環境の改善、法令遵守の徹底、ガバナンス強化に向けた助言をおこなう等、その職責を適切に果たしてまいりました。

- ② 青山繁弘氏は2016年6月より、(株)SUBARUの社外取締役役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、同社群馬製作所の本工場および矢島工場における完成検査に係る不適切な取扱いに関し、2017年10月に国土交通省による「型式指定に関する業務等の改善について」にもとづき、完成検査の確実な実施を確保するよう業務体制を改善することを指示されるとともに、不適切な完成検査の過去からの運用状況等事実関係の詳細を調査し、これを報告すること等を要請されました。これを重く見た同社は、客観的・中立的な立場から検証をおこなうため、外部の弁護士などの社外専門家チームに調査を委託しましたが、その調査等において新たに完成検査に係る不適切検査が判明し、同社は国土交通省にリコールを届け出ました。同社は一連の不適切事案を厳粛に受け止め、全役員と全従業員が一体となって高い規範意識を持ち、完成検査工程の設備の改善や人員配置の見直し、組織変更などの再発防止策を着実に進め、信頼の回復に鋭意取り組んでいます。青山繁弘氏は当該事実の判明までその事実を認識しておりませんでした。同社の社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言をおこなうとともに、当該事案の発生後においては、同社の取締役会等において、コンプライアンスのさらなる強化・徹底のほか、法令遵守の視点に立って、再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しております。

第 2 号 議 案 監査役 2 名選任の件

監査役藤原利往氏および津野友邦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役 2 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1 ^{ふじ わら} 藤原 ^{みち なり} 利往 1955年 2 月 1 日生（満65歳）

再 任

社 外 独 立

略歴、当社における地位

1977年 4 月	(株)協和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2007年 6 月	昭和オートレンタリース(株) (現 日本カーソリューションズ(株)) 代表取締役社長
1994年 4 月	同行天下茶屋支店長	2009年 6 月	シライ電子工業(株)監査役
2004年 4 月	同行執行役員兵庫地域CEO兼神戸支店兼三宮支店長	2012年 6 月	因幡電機産業(株)常勤監査役
		2016年 6 月	当社常勤社外監査役 (現任)



所有する当社の株式の数
833株

取締役会への出席状況
100.0% (13回/13回)

社外監査役候補者とした理由

(株)りそな銀行執行役員、シライ電子工業(株)監査役、因幡電機産業(株)常勤監査役等を歴任し、現在、当社の常勤社外監査役として有効で効率的な監査をおこなっております。専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られることで当社の監査体制の充実がはかれるものと判断して、引き続き常勤社外監査役候補者に指名いたしました。

2 つの ともく に 津野 友邦 1973年1月20日生 (満47歳)

再任

社外 独立



所有する当社の株式の数

—

取締役会への出席状況

100.0% (13回/13回)

略歴、当社における地位

2002年10月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	2016年6月	当社社外監査役（現任）
2006年6月	公認会計士登録	2016年9月	いざなみ監査法人設立、代表社員（現任）
2007年7月	津野公認会計士事務所開業、代表（現任）	2017年1月	いざなみ税理士法人設立、代表社員（現任）
2010年9月	税理士法人津野・倉本会計事務所設立、代表社員	2018年1月	㈱いざなみ総研代表取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

津野公認会計士事務所代表
いざなみ監査法人代表社員
いざなみ税理士法人代表社員
㈱いざなみ総研代表取締役

社外監査役候補者とした理由

公認会計士、税理士として幅広く活躍し、財務会計に関する適切な知見を有しております。また、当社のリスク調査の受託によりグループ各社の事業実態に通じており、当社との間に特別な利害関係のない独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られることで当社の監査体制の充実がはかれるものと判断して、引き続き社外監査役候補者に指名いたしました。

(注) 1. 責任限定契約について

- 当社は、候補者 藤原利往および津野友邦の両氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記の責任限定契約を継続する予定であります。
- 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 藤原利往氏および津野友邦氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は藤原利往、津野友邦の両氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。
 - 候補者 藤原利往氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 候補者 津野友邦氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

以上

1 当社グループの現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな成長が継続した上期に対し、下期以降米中貿易摩擦の長期化や消費増税の影響により停滞局面にありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的感染急拡大により、現在、日本経済はリーマンショックを上回る危機に瀕しております。国内建設市場においては、2020年までの開業を目指した東京オリンピック・パラリンピック関連の大型施設開発は一巡、一旦踊り場を迎えました。首都圏や関西圏の大型再開発や、自然災害への備えとなる国土強靱化等、相応の建設投資が見込まれていますが、新型コロナウイルスの感染拡大による工事中断の悪影響（工事中断の対象案件、中断の期間、追加コスト負担）や投資マインドの変化等については十分留意する必要があります。

当社グループは2019年5月に新中期経営計画「Create! 2022」を策定いたしました。本中期経営計画においては、1) 高成長、高収益企業を創る 2) グループの新事業領域を創る 3) 多様性尊重、コンプライアンス重視の企業文化の創出 4) シナジー効果の創出 5) 経済・社会や環境への価値創造 の5つの「創る」を柱としております。グループの中核企業である高松建設(株)をメインエンジンに据え、「高成長」を継続し、グループを挙げ高収益企業を創ることを目指します。この実現に向け、「多様性尊重・コンプライアンス重視の企業文化の創出」を続けながらも、グループ内での「シナジー効果の創出」を最大化し、M&Aを中心とした「グループの新規事業を創る」こととします。こうした活動を通じ、「経済・社会や環境への価値創造」を継続します。

創業102年目にあたる2020年3月期は、株式公開買付により2019年11月に青木あすなる建設(株)を完全子会社化したことにより、一層グループ一枚岩でのスクラム強化、シナジー効果の創出の基盤が整いました。

その結果、当連結会計年度の受注高は296,746百万円（前期比2.8%減）と、高松建設(株)の受注計上基準の厳格化もあり前期実績には僅かに届かなかったものの、売上高は282,366百万円（前期比13.1%増）となり、8期連続増収、6期連続過去最高となりました。

また、利益につきましても、営業利益は14,720百万円（前期比18.3%増）となり過去最高を更新、経常利益は14,355百万円（前期比15.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ23.9%増の8,698百万円となりました。

連結業績ハイライト

売上高

2,823億66百万円 前期比13.1%増 

営業利益

147億20百万円 前期比18.3%増 

経常利益

143億55百万円 前期比15.5%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

86億98百万円 前期比23.9%増 

なお、当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

		前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	翌連結会計年度 繰越高
建設事業	建築事業	214,739	164,771	151,002	228,509
	土木事業	116,490	104,910	104,299	117,101
	計	331,230	269,681	255,301	345,610
不動産事業		—	27,065	27,065	—
合計		331,230	296,746	282,366	345,610

② 資金調達の状況

当社の子会社である青木あすなろ建設(株)の完全子会社化を目的とした株式取得資金等として、総額15,000百万円のコミットメント型シンジケートローン契約を締結し、全額借入を実行いたしました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は11,158百万円であり、その主なものは当社による東京事務所ビル「TCGビル」建築用地の取得によるものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社である高松建設(株)が2019年5月31日付で、(株)タツミプランニングの全株式を取得し、連結子会社としております。

また、当社は当社の子会社である青木あすなる建設(株)の完全子会社化を目的とした株式公開買付をおこない、その後の特別支配株主による売渡請求手続を経て、2019年11月11日をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

⑧ 対処すべき課題

2020年4月7日に新型コロナウイルス特措法にもとづく緊急事態宣言が発令されたことを受けて、お客様や当社グループの社員等の生命・身体を守る観点から、当社グループ各社において「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置しました。緊急事態宣言発令中の期間中は、①原則在宅勤務としてテレワークを強化②不要不急の出張および移動は原則禁止③会議等多人数が集まる場所への立入禁止、を対応方針として徹底しております。また、施工工事の新規着工ならびに継続につきましては、発注者さまと協議のうえ決定いたしますが、継続する場合は感染防止対策を徹底します。

国内の建設市場は、2021年に延期となった東京オリンピック・パラリンピック後も2～3年は比較的堅調な市況が継続するとの見通しが主流となっておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により先行き不透明な状況が続くと思われまます。また、働き方改革への対応や、建設業界の担い手の急速な減少にともなう労務費の上昇なども避けて通ることができません。

従来、当社グループ中核企業の一社である高松建設(株)の主たる業である賃貸マンション建築は、人口転入が継続すると見込まれる3大都市圏、特に東京首都圏では堅調であり、低金利環境の継続も勘案、当面は堅調な市況が継続すると考えておりました。昨今の新型コロナウイルス感染拡大による建設投資マインドの悪化、サプライチェーン分断による資材調達の遅延、テレワークの浸透による人口分散の可能性など、事業環境は大きく変化しており、こうした環境変化に柔軟に対応してまいります。

もう一方の中核企業である青木あすなる建設(株)は、一般建築・公共土木工事が中心であり、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言解除後の経済対策や、国土強靱化に代表される老朽化したインフラ修繕工事などにしっかりと対処し堅実な成長と利益率の向上をはかってまいります。

具体的には、高松建設グループでは非マンション領域での競争力強化に加え、技術・ノウハウ・社員スキルの向上をはかり、青木あすなる建設グループでは技術提案力の向上をはかるとともに、施工BIM・CIM等のICT化による生産性の向上の推進や新たな事業領域を想定した技術開発の強化に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑨ 企業集団の財産および損益の状況の推移

	第52期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第53期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第54期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第55期 (当連結会計年度) (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
受 注 高(百万円)	256,488	254,857	305,257	296,746
売 上 高(百万円)	214,130	245,107	249,720	282,366
経 常 利 益(百万円)	12,932	13,702	12,425	14,355
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	6,596	7,957	7,022	8,698
1株当たり当期純利益(円)	183.13	223.39	201.70	249.83
総 資 産(百万円)	180,907	184,895	190,590	211,431
純 資 産(百万円)	110,555	113,992	118,126	110,139

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）にもとづき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第54期から適用しており、第52期および第53期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

10 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高松建設(株)	5,000 百万円	100.0%	建築工事
青木あすなる建設(株)	5,000 百万円	100.0	土木・建築工事
Takamatsu Construction Group USA, Inc.	23,100 千米ドル	100.0	不動産事業
みらい建設工業(株)	2,500 百万円	(100.0)	港湾・海洋・土木・建築工事
高松テクノサービス(株)〔大阪府〕	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
高松テクノサービス(株)〔東京都〕	300 百万円	(100.0)	リフォーム・メンテナンス工事
(株)金剛組	300 百万円	(100.0)	社寺建築工事
タカマツハウス(株)	300 百万円	(100.0)	木造戸建関連事業の企画・販売
(株)中村社寺	100 百万円	(100.0)	社寺建築工事
(株)ミブコーポレーション	100 百万円	(100.0)	不動産売買および仲介
(株)住之江工芸	98 百万円	(100.0)	インテリアリフォーム
青木マリーン(株)	90 百万円	(100.0)	海洋土木工事
(株)島田組	85 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査
あすなる道路(株)	80 百万円	(100.0)	舗装工事
東興ジオテック(株)	80 百万円	(100.0)	法面保護・地盤改良工事
高松エステート(株)〔大阪府〕	50 百万円	(100.0)	不動産総合コンサルタント
高松エステート(株)〔東京都〕	50 百万円	(100.0)	不動産総合コンサルタント
(株)タツミプランニング	50 百万円	(100.0)	木造戸建住宅事業
(株)エムズ	40 百万円	(90.0)	リノベーション事業
(株)アクセス	40 百万円	(100.0)	埋蔵文化財発掘調査
新潟みらい建設(株)	20 百万円	(100.0)	舗装・一般土木工事

- (注) 1. 資本金順、同額の場合は設立(当社グループへの参入日)順で記載しております。
 2. ()内表示については、間接所有を含めた議決権比率を示しております。
 3. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

名称	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
青木あすなる建設(株)	東京都千代田区神田美土代町1番地1	17,394百万円	49,004百万円

4. 当社の子会社である高松建設(株)が2019年4月1日付でタカマツハウス(株)を設立し、連結子会社としております。
5. 当社の子会社である高松建設(株)が2019年5月31日付で(株)タツミプランニングの全株式を取得し、連結子会社としております。

11 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社23社により構成され、建築事業および土木事業を主な事業内容とし、その他に不動産事業およびこれらに関連する事業をおこなっております。

12 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の事業所

本 社 大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
 東京本社 東京都千代田区神田美土代町1番地1

② 主要な子会社の事業所

高松建設(株)		大阪市淀川区
青木あすなろ建設(株)		東京都千代田区
Takamatsu Construction Group USA, Inc.		米国ニューヨーク州
みらい建設工業(株)		東京都港区
高松テクノサービス(株)	[大阪府]	大阪市北区
高松テクノサービス(株)	[東京都]	東京都千代田区
(株)金剛組		大阪市天王寺区
タカマツハウス(株)		東京都千代田区
(株)中村社寺		愛知県一宮市
(株)ミブコーポレーション		東京都渋谷区
(株)住之江工芸		堺市美原区
青木マリーナ(株)		神戸市東灘区
(株)島田組		大阪府八尾市
あすなろ道路(株)		札幌市中央区
東興ジオテック(株)		東京都中央区
高松エステート(株)	[大阪府]	大阪市淀川区
高松エステート(株)	[東京都]	東京都千代田区
(株)タツミプランニング		横浜市西区
(株)エムズ		東京都中央区
(株)アクセス		大阪府八尾市
新潟みらい建設(株)		新潟県南魚沼郡

13 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,389名	474名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	4名減	44歳	11年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。また、執行役員は含まれておりません。
2. 平均勤続年数の算定にあたり、グループ会社からの転籍者および出向者は各社における勤続年数を通算しております。

14 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
シンジケートローン (注)	15,000百万円
(株)りそな銀行	1,300百万円

(注) (株)りそな銀行をアレンジャー、(株)みずほ銀行をジョイントアレンジャーとする取引銀行等26社による総額15,000百万円のコミットメント型シンジケートローンであります。

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	高松孝之	
代表取締役会長	小川完二	(株)金剛組代表取締役会長
代表取締役社長	吉武宣彦	社長執行役員
代表取締役	高松孝嘉	副社長執行役員（全社統括 兼 グループ監査本部長）
取締役	高松浩孝	高松建設(株)代表取締役副社長執行役員
取締役	高松孝年	高松建設(株)代表取締役社長
取締役	上野康信	青木あすなろ建設(株)取締役会長
取締役	萩原敏孝	(株)小松製作所顧問 (株)ゼンショーホールディングス社外取締役 日野自動車(株)社外取締役
取締役	西出雅弘	高松建設(株)代表取締役会長
取締役	青山繁弘	公益財団法人流通経済研究所理事長 みらかホールディングス(株)社外取締役 (株)SUBARU社外取締役
取締役	高松英之	(株)孝兄社代表取締役社長
取締役	中原秀人	
常勤監査役	藤原利往	
常勤監査役	松下善紀	
監査役	津野友邦	津野公認会計士事務所代表 いざなみ監査法人代表社員 いざなみ税理士法人代表社員 (株)いざなみ総研代表取締役
監査役	石橋伸子	弁護士法人神戸シティ法律事務所代表社員弁護士 (株)上組社外取締役

- (注) 1. 取締役萩原敏孝、青山繁弘および中原秀人の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原利往、津野友邦および石橋伸子の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役萩原敏孝、青山繁弘および中原秀人、ならびに監査役藤原利往、津野友邦および石橋伸子の6氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役津野友邦氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役および社外監査役の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役中原秀人氏は、2019年6月20日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任し、同株主総会において取締役を選任され、就任いたしました。
7. 監査役松下善紀および石橋伸子の両氏は、2019年6月20日開催の第54回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
8. 監査役柴田香司氏は、2019年6月20日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
9. 2020年4月1日付で以下のとおり会社における地位ならびに担当および重要な兼職の状況において異動がありました。
- ・小川完二氏は、(株)金剛組代表取締役会長から顧問となりました。

[ご参考] 2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。
(※印の執行役員は取締役を兼務しております。)

会社における地位	氏名	担当
社長執行役員	※ 吉武 宣彦	
副社長執行役員	※ 高松 孝嘉	全社統括 兼 グループ監査本部長
常務執行役員	植田 伸吾	管理本部長 兼 法務室長
常務執行役員	島林 正弘	グループ統括本部長 兼 グループ事業本部長 兼 新規事業・M&A推進部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める金額の合計額をもって責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額	摘要
取締役	17名	195百万円	取締役報酬限度額は年額250百万円以内 (2004年6月29日開催定時株主総会決議)
監査役	6	42	監査役報酬限度額は年額45百万円以内 (1997年6月25日開催定時株主総会決議)
合計	23	237	

(注) 報酬等の総額は、当社支払額を記載しております。

④ 社外役員に関する事項

			氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役			萩 原 敏 孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。
取 締 役			青 山 繁 弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。
取 締 役			中 原 秀 人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき経営全般について必要な発言と助言を適宜おこなっております。 また、2019年6月に監査役を退任するまでに開催された監査役会2回のうち2回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
常 勤 監 査 役			藤 原 利 往	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、出身分野である金融機関を通して培われた知識・見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また監査役会12回のうち12回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
監 査 役			津 野 友 邦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また監査役会12回のうち12回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。
監 査 役			石 橋 伸 子	2019年6月20日開催の第54回定時株主総会において選任され、6月以降に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜質問し、発言をおこなっております。 また、6月以降に開催された監査役会10回のうち10回に出席し、監査に関する意見交換、重要事項の審議をおこなっております。

⑤ 社外役員報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額	子会社からの役員報酬等
社外役員	8名	85百万円	—

⑤ 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

② 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の妥当性を前年度実績の検証と評価等にもとづき精査し、また報酬の前提となる見積りの算出根拠の妥当性を精査した結果、ともに相当であると考え、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 支払額には消費税等を含めておりません。

③ 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月18日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後適宜これを改訂しており、現在、当社の業務の適正を確保するための体制等は以下のとおりとしております。

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
- ii. 当社グループでは、取締役会は企業倫理および社会的責任にてらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないか自ら検証することが使命であるとしております。
- iii. 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
- iv. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」および「文書管理要領」に則り作成保存および管理しております。

③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- i. 当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」、「リスク管理規程」、「緊急事態対策要領」および「リスク事項取扱要領」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
- ii. 当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、都度速やかに当社へ報告することとしております。

- ④ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制**
- i. 当社グループでは、取締役会は、グループの重要事項について適正かつ迅速な意思決定をおこなう体制を整え、取締役の業務執行が経営方針と合致しているか検証するとともに、目標実現に向けて指導ならびに指示を与えております。
 - ii. 当社は、取締役会の審議のさらなる活性化と、ガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任しております。
 - iii. 当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能を果たすよう支援し、その決議事項が適正なものか管理しております。
- ⑤ **当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- i. 当社グループでは、社員全員に「企業理念」カードを配布し、日々唱和をおこない、経営目標、経営姿勢、存在意義および行動指針で構成された企業理念に則った行動をとるよう努めております。
 - ii. 当社グループでは、共通のグループ報や各社の社内会議の機会を捉え、社員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、社員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
 - iii. 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
- ⑥ **当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- i. 当社グループは純粋持株会社体制を採用し、グループ共通事項は当社が、業務執行に係る事項は中核会社が支援および管理をおこなうこととしております。
 - ii. グループとしての一体感を形成するため「グループ憲章」を定め、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
 - iii. グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「持株会社と事業会社に関する規程」を定めております。
 - iv. 各中核会社が主催するグループ社長会を開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めております。
 - v. 当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。

- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置しております。
- ⑧ **監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- i. 補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括いたします。
 - ii. 補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動・懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。
- ⑨ **当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- i. 当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
 - ii. 監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
 - iii. 監査役は、必要があると認めるときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
 - iv. 内部監査部門およびグループ統括部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
 - v. グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役員、社員からの通報窓口を当社のコンプライアンスを担当する本部または中核会社の担当部門、監査役および外部の弁護士事務所とするとともに、当該通報をおこなったことを理由とする、解雇その他不利益な取り扱いを禁止しております。
- ⑩ **その他監査役監査が実効的におこなわれることを確保するための体制**
- i. 監査役会は、会計監査人および内部監査部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっております。
 - ii. 監査役職務執行に係る費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じることとしております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社および当社グループは、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針にもとづいて、体制の整備とその適切な運用に努め、企業価値の継続的な向上をはかっております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- i. 当社は、当期中に13回の取締役会を開催し、重要事項について審議・決定するほか、グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社の事業、業績、リスク、法令遵守の状況を重要度に応じて報告を受けました。
- ii. 内部監査については、当社が定めた内部監査基本方針に則り、各中核会社の内部監査部門が中心となって自グループ各社の内部監査をおこない、当社の内部監査部門がその内容をモニタリングする体制をとっております。これにより、監査水準の引き上げ、課題の共有化、改善の徹底をはかりました。また、外部の公認会計士に委託し、独立した立場と専門的な見地から各社が監査を受ける等の体制をとり、引き続き内部統制システムの強化をはかりました。
- iii. 当社およびグループ各社の財務報告に係る内部統制の評価については、金融商品取引法にもとづく内部統制報告制度に準拠して期中から期末にかけておこない、適正な財務報告を作成する体制の改善をはかりました。

② コンプライアンスに関する取組み

- i. 行動指針
当社は、グループ憲章、経営理念、企業理念のもと、社員の考え方や意識の方向性を明確にするものとして「行動指針」を定めており、次の事項等を社員に周知徹底しました。
 - ・コンプライアンスの重要性を認識し、社会が求める高い規範意識をもって公正で誠実に業務をおこなうこと。
 - ・取引先等に利益や便宜の提供を要求したり、受取ることはせず、公私の区別を厳密にわきまえること。
 - ・独立した個人として自らの品性を磨き、不正は、勇気をもって正すこと。
- ii. コンプライアンス室
管理本部内にコンプライアンス室を新設し、コンプライアンスプログラムを作成のうえ、中核会社とコンプライアンス体制の強化に向けた情報の共有等をおこないました。

- iii. コンプライアンス委員会
中核会社では、コンプライアンス委員会が中心になって、問題となる事項がないか等の情報収集をおこない、社員の教育・啓蒙に努めました。
- iv. コンプライアンス研修
「コンプライアンス・マニュアル」を一部改訂するとともに、研修や朝礼等の場でその内容を徹底するほか、コンプライアンスにまつわる必要な情報を適宜通達にて発信する等をおこないました。また、新たにeラーニングによる研修制度を導入し、ハラスメント等の研修をおこないました。
- v. 内部通報体制
内部通報窓口を当社のコンプライアンス室および監査役や外部の弁護士事務所等、グループ内外に設置するとともに、社内イントラネットや掲示板を利用して、内部通報者の不利益取扱いを禁止する等の周知を徹底しております。
なお、当期は重大な法令違反等に係る内部通報案件はありませんでした。

③ リスク管理体制の強化

- i. リスク管理体制
「リスク事項取扱要領」において、重大な物理的・経済的・信用上のリスクや損害が発生した場合に、早期かつ有利な解決をはかるため、その報告・対応・管理の手続きを定めております。当社は、その影響度に応じてグループ会社から報告を受け、必要に応じて取締役会に報告をおこないました。また、「危機管理広報マニュアル」を定めており、エスカレーションルールにもとづきグループの危機対応がスムーズにおこなわれる体制をとっております。
- ii. 情報セキュリティ
情報資産のリスク管理については、「情報セキュリティ基本規程」を定めております。その基本方針に則り、情報セキュリティの体制や必要なシステムの構築、教育・訓練の実施、事故・トラブル発生時の対応、および自己点検・監督による徹底等をおこない、当社およびグループ各社のレベルアップをはかりました。

④ グループ会社管理

- i. 「持株会社と事業会社に関する規程」に則り、グループ会社における重要事項のうち、株主として決定すべき事項、グループに影響を及ぼすリスクの高い財務事項および業務執行事項、およびグループトータルの企業価値増大の観点から共通化をはかるべき事項を持株会社対応事項として、当社取締役会で承認等をおこないました。

- ii. 各中核会社は、自社グループの社長会を毎月開催し、各社業務執行の報告、グループ決定事項および注意事項の伝達、課題の協議、問題点への指導等をおこないました。
- iii. グループ会社の業績の計画実績対比および期末見込、経営指標、金融取引状況、係争・懸案事項等について毎月定型書式で報告を受けました。
新規に発生した案件については逐次詳細な資料で報告を受け、重大なリスクが発生した場合、当社の取締役会で報告をおこない、また、グループ全体のリスクの動向について、四半期ごとに取締役会に報告をおこないました。
- iv. グループ会社の取締役会が適切に意思決定をおこなっているか、決議事項が適正であるかについて、グループ各社の取締役会の議事録等を毎月収集し、その内容を精査のうえ指導をおこないました。

⑤ 取締役の職務執行

- i. 当社は、取締役会規程にもとづき、月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項や決裁規程に定める重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督をおこないました。
- ii. 当社では、議案等に係る分析・検討資料を取締役会の1週間前に取締役会メンバーに配布する等、審議が活性化するよう情報提供に留意しました。
- iii. 社外取締役をはじめとした役員による十分な審議がおこなわれました。
- iv. 取締役会の実効性を評価し、改善すべき事項を明確にして対応を進めました。

⑥ 監査役の職務執行

- i. 監査役は、当社およびグループ会社の取締役会およびその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、定期的に往査をおこない、担当取締役や担当者に説明を求め、改善事項等の指導をおこないました。
- ii. 監査役会を月1回開催し、個々の監査役の監査活動状況の報告、意見交換および情報交換をおこない、重要な事項について協議・決議をおこないました。
- iii. 監査役は、代表取締役、社外取締役、会計監査人および内部監査部門等との意見交換をおこないました。加えて、グループ各社の監査役との意見交換会を当期中に4回開催し、監査の実効性を高めました。また、当社およびグループ会社に係る重要な情報が適時適切に監査役に報告され、または監査役が報告を求めることができる体制をとり、適切な運用がなされました。
- iv. 取締役会等の指揮命令から独立して監査役の職務を補助する監査役室を設置し、公認会計士の資格を持つ者を配置し、幅広い高度な監査を進めました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付け、持続的な発展に向けた経営基盤の強化拡充と、着実な株主還元の最適なバランスをはかる規律ある資本政策を遂行します。安定配当を維持し株主還元を拡充するとともに、内部留保の充実による経営基盤の強化をはかることを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに今後の事業展開に役立てる等、中長期的な視点で有効に活用してまいります。

当期（2020年3月期）の配当金は、期初の予定通り年間63円の配当とさせていただきました。その結果、配当性向は25.2%となりました。

次期（2021年3月期）の配当につきましては、1株当たり63円を予定しております。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目             | 第55期<br>(2020年3月31日現在) | 科 目                | 第55期<br>(2020年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|--------------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>        |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>164,602</b>         | <b>流動負債</b>        | <b>88,013</b>          |
| 現金預金            | 71,730                 | 工事未払金              | 33,634                 |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 74,320                 | 短期借入金              | 16,300                 |
| 販売用不動産          | 7,412                  | 未払法人税等             | 3,732                  |
| 未成工事支出金         | 2,275                  | 未成工事受入金            | 21,484                 |
| 不動産事業支出金        | 2,359                  | 完成工事補償引当金          | 489                    |
| 未収入金            | 4,976                  | 工事損失引当金            | 29                     |
| その他             | 1,643                  | 賞与引当金              | 3,656                  |
| 貸倒引当金           | △115                   | その他                | 8,687                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,828</b>          | <b>固定負債</b>        | <b>13,279</b>          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>32,681</b>          | 再評価に係る繰延税金負債       | 256                    |
| 建物・構築物          | 5,566                  | 繰延税金負債             | 4                      |
| 機械・運搬具・工具器具備品   | 1,343                  | 船舶特別修繕引当金          | 70                     |
| 船舶              | 880                    | 退職給付に係る負債          | 11,286                 |
| 土地              | 24,014                 | その他                | 1,660                  |
| リース資産           | 183                    |                    |                        |
| 建設仮勘定           | 694                    | <b>負債合計</b>        | <b>101,292</b>         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,711</b>           | <b>純資産の部</b>       |                        |
| のれん             | 2,069                  | <b>株主資本</b>        | <b>111,881</b>         |
| その他             | 642                    | 資本金                | 5,000                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>11,434</b>          | 資本剰余金              | 797                    |
| 投資有価証券          | 4,623                  | 利益剰余金              | 113,567                |
| 繰延税金資産          | 4,362                  | 自己株式               | △7,483                 |
| その他             | 2,671                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△1,777</b>          |
| 貸倒引当金           | △223                   | その他有価証券評価差額金       | 208                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>211,431</b>         | 土地再評価差額金           | △1,266                 |
|                 |                        | 為替換算調整勘定           | △21                    |
|                 |                        | 退職給付に係る調整累計額       | △697                   |
|                 |                        | <b>非支配株主持分</b>     | <b>34</b>              |
|                 |                        | <b>純資産合計</b>       | <b>110,139</b>         |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>     | <b>211,431</b>         |

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                    | 第55期<br>(2019年4月1日から2020年3月31日まで) |         |
|------------------------|-----------------------------------|---------|
|                        |                                   |         |
| <b>売上高</b>             |                                   |         |
| 完成工事高                  | 255,301                           |         |
| 不動産事業売上高               | 27,065                            | 282,366 |
| <b>売上原価</b>            |                                   |         |
| 完成工事原価                 | 219,216                           |         |
| 不動産事業売上原価              | 23,192                            | 242,408 |
| <b>売上総利益</b>           |                                   |         |
| 完成工事総利益                | 36,084                            |         |
| 不動産事業総利益               | 3,873                             | 39,957  |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |                                   | 25,237  |
| <b>営業利益</b>            |                                   | 14,720  |
| <b>営業外収益</b>           |                                   |         |
| 受取利息及び配当金              | 87                                |         |
| 受取賃貸料                  | 73                                |         |
| その他                    | 69                                | 230     |
| <b>営業外費用</b>           |                                   |         |
| 支払利息                   | 170                               |         |
| 支払手数料                  | 394                               |         |
| その他                    | 29                                | 595     |
| <b>経常利益</b>            |                                   | 14,355  |
| <b>特別利益</b>            |                                   |         |
| 固定資産売却益                | 72                                |         |
| 投資有価証券売却益              | 22                                |         |
| 受取保険金                  | 35                                | 130     |
| <b>特別損失</b>            |                                   |         |
| 投資有価証券売却損              | 100                               |         |
| 固定資産除却損                | 57                                |         |
| 訴訟関連損失                 | 61                                |         |
| たな卸資産評価損               | 305                               |         |
| その他                    | 21                                | 546     |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |                                   | 13,939  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 5,252                             |         |
| 法人税等調整額                | △289                              | 4,962   |
| <b>当期純利益</b>           |                                   | 8,976   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |                                   | 277     |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |                                   | 8,698   |

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目              | 第55期<br>(2020年3月31日現在) | 科目              | 第55期<br>(2020年3月31日現在) |
|-----------------|------------------------|-----------------|------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                        | <b>負債の部</b>     |                        |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,328</b>           | <b>流動負債</b>     | <b>18,184</b>          |
| 現金預金            | 632                    | 不動産事業未払金        | 5                      |
| 販売用不動産          | 761                    | 短期借入金           | 17,800                 |
| 不動産事業支出金        | 145                    | 未払金             | 141                    |
| その他             | 788                    | 未払法人税等          | 18                     |
| 貸倒引当金           | △0                     | 不動産事業受入金        | 17                     |
|                 |                        | 賞与引当金           | 21                     |
|                 |                        | その他             | 179                    |
| <b>固定資産</b>     | <b>46,675</b>          | <b>固定負債</b>     | <b>942</b>             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>20,642</b>          | 再評価に係る繰延税金負債    | 40                     |
| 建物・構築物          | 2,022                  | 退職給付引当金         | 48                     |
| 機械装置・運搬具        | 167                    | 未払役員退職金         | 502                    |
| 工具器具・備品         | 24                     | 長期預り保証金         | 350                    |
| 土地              | 18,044                 |                 |                        |
| 建設仮勘定           | 384                    | <b>負債合計</b>     | <b>19,127</b>          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>               | <b>純資産の部</b>    |                        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>26,033</b>          | <b>株主資本</b>     | <b>31,210</b>          |
| 投資有価証券          | 442                    | <b>資本金</b>      | <b>5,000</b>           |
| 関係会社株式          | 25,167                 | <b>資本剰余金</b>    | <b>272</b>             |
| その他             | 424                    | 資本準備金           | 272                    |
| <b>資産合計</b>     | <b>49,004</b>          | <b>利益剰余金</b>    | <b>33,422</b>          |
|                 |                        | 利益準備金           | 978                    |
|                 |                        | その他利益剰余金        | 32,444                 |
|                 |                        | 別途積立金           | 28,270                 |
|                 |                        | 繰越利益剰余金         | 4,174                  |
|                 |                        | <b>自己株式</b>     | <b>△7,483</b>          |
|                 |                        | <b>評価・換算差額等</b> | <b>△1,334</b>          |
|                 |                        | その他有価証券評価差額金    | △30                    |
|                 |                        | 土地再評価差額金        | △1,303                 |
|                 |                        | <b>純資産合計</b>    | <b>29,876</b>          |
|                 |                        | <b>負債純資産合計</b>  | <b>49,004</b>          |

# 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目               | 第55期<br>(2019年4月1日から2020年3月31日まで) |       |
|-------------------|-----------------------------------|-------|
|                   |                                   |       |
| <b>売上高</b>        |                                   |       |
| 不動産事業売上高          | 1,482                             |       |
| 関係会社受取配当金         | 2,932                             | 4,414 |
| <b>売上原価</b>       |                                   |       |
| 不動産事業売上原価         | 1,383                             | 1,383 |
| <b>売上総利益</b>      |                                   | 3,031 |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |                                   | 971   |
| <b>営業利益</b>       |                                   | 2,059 |
| <b>営業外収益</b>      |                                   |       |
| 受取配当金             | 24                                |       |
| その他               | 2                                 | 27    |
| <b>営業外費用</b>      |                                   |       |
| 支払利息              | 42                                |       |
| 支払手数料             | 52                                |       |
| その他               | 0                                 | 94    |
| <b>経常利益</b>       |                                   | 1,991 |
| <b>特別利益</b>       |                                   |       |
| 投資有価証券売却益         | 22                                | 22    |
| <b>特別損失</b>       |                                   |       |
| 固定資産除却損           | 0                                 |       |
| 投資有価証券売却損         | 100                               | 100   |
| <b>税引前当期純利益</b>   |                                   | 1,913 |
| 法人税、住民税及び事業税      |                                   | 3     |
| <b>当期純利益</b>      |                                   | 1,910 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桃原 一也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高松コンストラクショングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社高松コンストラクショングループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桃原 一 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高松コンストラクショングループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告にもとづき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の社員等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムの実施基準に準拠し、取締役および社員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社高松コンストラクショングループ 監査役会

常勤社外監査役 藤原利往 ㊞

常勤監査役 松下善紀 ㊞

社外監査役 津野友邦 ㊞

社外監査役 石橋伸子 ㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

## 会場

大阪市淀川区新北野一丁目2番3号  
本社3階会議室  
電話：06-6303-8101（代表）



## 交通のご案内

阪急電鉄

「十三」駅 西口出口から徒歩約3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

